

平成30年度 事業計画

社会福祉法人

長崎県障害者福祉事業団

平成30年度 事業計画

I 法人全体としての事業計画

1. 基本方針

世界が人権尊重のための仕組みを整備し、日本でも障害者虐待防止法や障害者差別解消法を施行し、数年が経過しましたが、いまだに障害者の虐待や差別の事例が後を絶ちません。

日本は少子高齢化社会で、労働力不足が深刻になっていますが、国は、新しい経済政策パッケージとして、人づくり革命と生産性革命を大きな柱とする政策を発表しました。人づくり革命では、保育士や介護人材、障害福祉人材の更なる処遇改善が盛り込まれています。

社会福祉法人は、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するための地域福祉の中心的な担い手としての次のような役割を果たすことが求められています。

- ・地域に関わり、地域共生型福祉の一端を担う役割。
- ・生きにくい人々が自分らしく生きていけるように支援する牽引役。

このような取り組みには、制度で対応できない課題も含まれており、こうした社会の要請に対して、法人として事業や公益的な取り組みのあり方を方向付けていく必要があります。

また、障害者総合支援法施行3年目の見直しによる改正障害者総合支援法が、いよいよ平成30年4月から施行されます。主に障害者の地域生活や障害児支援の充実を図るもので、特に私どもに関わりのあるものとして、次のような改正があり、対応を検討する必要があります。

- ・1人暮らしを希望する障害者の日常生活を支えるため、自宅を定期的に訪問し、食事や健康状態を見守るサービスを新設（自立生活援助）
- ・65歳以上の高齢障害者が介護保険サービスに移行し、1割の自己負担が生じる場合の低所得者の負担を軽減する仕組み
- ・人工呼吸器などの医療的ケアが欠かせない障害児の支援の充実

制度改革が進む一方で、増え続ける障害者の数は、全国で858.7万人で、障害福祉サービスの利用者也増え続けています。

そうした中で平成30年度障害福祉サービス等報酬改訂の主な内容は、

- ・地域移行・地域生活の支援として、
 - 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
 - 新サービス「自立生活援助」の報酬を設定
 - 地域生活支援拠点等の整備・機能強化
 - 共生型サービスの基準・報酬の設定
- ・医療的ケア児への対応等として

看護職員の配置を評価する加算を創設

障害児通所支援について利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価

そのほか、精神障害者の地域移行の推進、障害者の就労支援サービスの強化などの改定が行われました。

障害者支援施設にじいろ、通所生活介護事業所ハート・らんど、にじいろ診療所は、移転から2年が経過し、新しい環境の長所短所がくっきりと見えてきました。

このような中、笑顔あふれる職場づくり・施設づくり、により職場・施設の活性化を図るとともに、心温まる福祉サービスによって、利用者の一人ひとりが安心・安全・快適な生活を送ることができるよう、また、今後も職員一人ひとりが福祉施設の職員として適切なケアを提供できるように、職員研修をさらに充実させ、今年度は次の目標を掲げます。

- ① 当事業団の創設時からの経営理念を引き継ぎながら、利用者、その家族及び地域社会の安心・安全を見据えた新しい理念を掲げ、全職員が一丸となって笑顔でサービスの向上、事業の充実を図ります。
- ② 立地する地域の特性を踏まえ、地域にとけ込んだ施設を目指します
- ③ 専門職としての自覚を持ち、互いに成長できる職場環境の醸成に努めます
- ④ 利用者の思いに応えられるよう更なるケアの充実を図ります

3. 主な施策

(1) 施設利用者サービスの充実

- ① 利用者の情報の共有化及びケア記録の電算化による取り組み
- ② 利用者への積極的な自立生活支援
- ③ サービス向上委員会等、各種専門委員会による企画立案の充実
- ④ 生活環境の改善・整備による安全性と快適性の追求
- ⑤ 地域社会との交流事業促進によるQOLの向上
- ⑥ 看護・リハビリテーション体制の強化による利用者のニーズへの対応
- ⑦ 介護等の人材確保に向けた継続的な取り組み

(2) 居宅障害者への支援策

- ① 短期入所事業等、各種事業への取り組み
- ② 新規事業（共生型サービス等）への取り組み
- ③ 障害者団体への清掃業務の委託
- ④ 障害者雇用への取り組み

(3) 職員の意識改革と資質向上、処遇改善策

- ① 新しい経営理念を掲げ、職員共通の理解の徹底を図り、理念に沿った経営計画を策定し、これらに沿った施設運営を行います。
- ② 新任職員研修や全体研修の充実及び各種研修への積極的参加による資質の向上、階層別研修による職員の意識改革を図ります。
- ③ 利用者に対する質の高いサービスの提供を行うため、介護福祉士等の資格取得を促進します。
- ④ 笑顔あふれる職場作りを進めるとともに、職員の仕事に対するやりがいや就業意欲の向上を図ります。
- ⑤ 職員の福利厚生増進のため、レクリエーション活動等への助成を行います。

(4) 施設整備

新施設移転後2年が経過し、引き続き、利用者への安心・安全・快適なサービス提供を第一に考え、また、職場で働いている職員の職場環境をより良くしていくために、施設整備を行います。

(5) 地域での取り組み

開かれた施設として地域にアプローチを図るとともに、法人として地域に貢献できる取り組みを行います。

4. 運営の適正化

経営組織のガバナンス・経営の透明性・経営基盤の強化を図り、法令を順守するとともに、運営の適正化に努めます。

5 平成30年度予算の概要

(1) 事業活動による収入

収入は、776,729千円を見込んでおり、これは、前年度比8,864千円の増となります。

増の主な要因としては、平成30年度からの報酬改定に伴い、報酬全体で3,083千円の増、通所生活介護事業で4月から人員配置加算を増加できる見込みであり、これで3,133千円の増となります。

入所施設は、125名でのスタートです。職員の増員ができれば新たな利用者を受け入れることができますが、前年度と比べて利用者数の減に伴う収入の減少を見込んでいます。空床利用型の短期入所についても定員は5名ですが、3名まで受け入れることにより、前年度と比べて5,809千円の増となります。

(2) 事業活動による支出

支出の大半を占める人件費は、593,549千円、前年度比10,476千円の増となり、人件費率は、76.4%です。増の要因の主なものは、例年の正規職員の定期昇給、運転士を5名から8名体制に増員、放課後等デイサービスの利用増に伴う看護師1名増（非常勤）などです。

事業費は、前年度比1,743千円の減。減の要因の主なものは、介護用品費で、平成29年1月から支給を始めたオムツの年間の支出が把握できたため、予算を1,400千円減額したものです。

事務費は、前年度比1,822千円の増。増の要因の主なものは、研修研究費において、内外の研修を充実させ、さらに人材育成を進めるために1,460千円の増としたもの、また、修繕費で、各フロアのトイレの流し台のサイズを大きくして洗いの飛散を防止するため、改修工事費1,300千円を計上したのなどです。

(3) 施設整備による支出

固定資産支出は14,047千円計上しており、その内訳としては、構築物取得費4,700千円は、駐車場不足を解消するための駐車場整備費です。

車両運搬具取得費は、通所生活介護事業の送迎車両の更新、居宅介護事業の訪問用車両の1台増設（現有は1台）、相談支援事業の計画相談を強化するため訪問用車両を1台新規購入することし、これら車両の購入費として6,400千円を計上しています。

器具及び備品取得費2,047千円は、施設入所支援において、人が抱えない、利用者も職員も安心できる介助を進めるために、ストレッチャー1台、床走行リフト1台を増設するための費用です。

ソフトウェア取得費900千円は、給食ソフトの更新のためのものです。

(4) その他の活動による収支

資金が不足する法人本部、障害者相談支援事業に対して、老人介護拠点区分から5,000千円、にじいろ拠点サービス区分から82,000千円の資金繰入を行うこととしています。

(5) 当期末支払資金残高

以上により、平成30年度は、当期資金収支差額が1,669千円となり、前期末支払資金を合計して、当期末支払資金残高は216,105千円となります。

平成 30 年度職員採用計画

所 属	職 名	平成30年3月1日			平成30年3月31日			平成30年度 採用計画					備 考	
		正規職員	有期職員	計	正規職員	有期職員	計	正規職員		有期職員		計		
					3/31 転任 退職	3/31 転任 退職		4/1 採用 転任	4/1 以降 同左	4/1 採用 転任	4/1 以降 同左			
事務部	事務部長	1		1										
	総務課													
	総務課長	1		1										
	事務員	4	3	7										
	運転士		6	6						2		2	採用、転任各1名	
事業部	事業部長	1		1										
	にじいろ													
	施設長(管理者)	1		1										
	入所支援2課													
	課長	3		3										
	入所支援3課													
	サービス管理者	(3)		(3)										各課長が兼務
	入所支援4課													
	統括介護リーダー													
	生活支援員	60	14	74	△2	△1	△3	2		2		4	新卒、中途各1名、再雇用2名	
	生活支援員(介護補助)		7	7		△1	△1					3	各課3名体制	
	生活支援員(食事介助)		1	1								2	各課1名体制	
	生活支援員(洗濯担当)		5	5		△1	△1					1	1	
	調理・栄養管理科													
	調理長	1		1										
	管理栄養士	1		1										
	栄養士	1		1										
	調理員	9	2	11										
	調理補助		4	4		△1	△1					1	1	
	地域支援課													
	課長	(1)		(1)										事業部長が兼務
	通所生活介護													
	センター長(管理者)		1	1										
	ハート・らんど													
	サービス管理責任者		(1)	(1)										管理者が兼務
	生活支援員		11	11		△2	△2			2		2	採用、転任各1名	
	共同生活援助													
	管理者		(1)	(1)										事業部長が兼務
	みなみかぜ													
	サービス管理責任者		1	1										
	世話人兼生活支援員		4	4										
	居宅介護													
	管理者	1		1										
	にじいろ													
	サービス提供責任者	(1)		(1)										管理者が兼務
	生活支援員		8	8								1	1	
	放課後等													
	管理者	(1)		(1)										事業部長が兼務
	デイサービス													
	児童発達支援管理責任者	1		1										
	にじいろキッズ													
	指導員		1	1										副センター長が兼務
	生活支援員(保育士)		2	2										
	相談支援													
	管理者	(1)		(1)										事業部長が兼務
	あさひ													
	相談支援員	2	1	3										
医療部(診療所)	医師	1	3	4										
	歯科医師		1	1										
	レントゲン技師		1	1										
	看護科													
	看護師長	1		1										
	看護師・准看護師	8	2	10					(1)		1	1	正規、非正規のどちらか	
	歯科衛生士	1		1										
	生活支援員(看護補助)		1	1										
	医療事務員		1	1										
	リハビリテーション科													
	理学療法士	2	1	3										
	作業療法士	1		1										
	生活支援員(リハ補助)		1	1										
合 計		101	82	183	△2	△6	△8	2	0	6	9	17		

Ⅱ 各所属・事業所の事業計画

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団
障害者支援施設 にじいろ

1 所在地：佐世保市大潟町 50 番地 1

2 事業種・定員など

○障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）定員：140 名

入所者：125 名（平成 30 年 3 月 1 日現在）

○障害者（児）短期入所事業 定員：空床型 5 名

○佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉） 定員：一日当たり概ね 1 名

3 運営の基本方針

（1）障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

利用者一人ひとりの個人の尊厳を尊重し、利用者の意思による自己決定と選択に基づき、常に利用者の立場に立った良質かつ安心・安全な福祉サービスを提供します。

権利擁護については、職員向け虐待防止チェックリストを用いて、現状を定期的に調査し、虐待防止に関する研修等を行い、全職員で虐待防止に取り組みます。

身体拘束についての記録・見直しを行います。

利用者、家族等からの意見・苦情等には、速やかに対応し、苦情等の軽減に努めます。

感染症等に対する認識を高め、利用者の健康・衛生面・精神面に留意し、毎日の健康管理を行います。

リスク報告やヒヤリハット等の事例を一つひとつ委員会等で検討し、利用者の事故防止と安全対策の徹底に努めます。

利用者一人ひとりのニーズや課題を十分に把握し、より高度な支援を必要とする様々なニーズに対応できるよう、職員一人ひとりの専門性を高めるために、研修などを通じて職員の資質向上に努め、専門職としての自覚を高めます。

（2）障害者（児）短期入所事業所、佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

利用者の心身の状況に応じて、食事及び排泄等の必要な介護を適切に行うと共に自立と日常生活の充実に資するよう支援を行います。

4 利用者支援の方針

（1）障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

① 健康と安全の確保

利用者一人ひとりの健康状態を良好に保つことを目的に毎日のケアを充実させ、予防ケアに努めると共に診療所や協力機関と連携を図り疾病の悪化予防と健康管理に努めます。

安全面においては、重度高齢化と骨粗鬆症による利用者の身体機能の低下を踏まえ、転倒・転落などのケガ等を防止する為にリハビリ科の協力を得て利用者の特性の把握に努め適切な支援を行います。

② 日常生活

利用者の重度化や高齢化がすすむ中で、個々のニーズに応じた健康で充実した生活や様々な活動に参加できるように、清潔、食事、排泄、金銭管理等を支援します。

③ 日中活動

各居住フロアにおいて運動系、創作系、鑑賞系など利用者が参加しやすい活動を支援します。

④ 余暇活動

利用者が好みのクラブを選択して参加できるように講師を招いて実施します。

⑤ 地域活動

近隣地域住民の皆様に、地域広報誌等を通じ文化祭等の参加を呼びかけ、利用者との交流を図ります。

⑥ ボランティア受け入れ

学生ボランティアによる日中活動、縫製ボランティアによる縫製作業などボランティアの受け入れで利用者の活性化を充実します。

⑦ 実習生の受け入れ

県内外の各大学、高校、介護福祉士養成校等の実習受け入れを行います。

⑧ 機関誌の発行

利用者家族・関係団体・事業所等に、利用者の日々の生活を知っていただくために、機関誌「展海」を年3回発行します。

⑨ 個別支援計画の作成

全職種連携により、利用者のニーズに沿って、利用者のストレングスを活かした個別支援計画を作成し、当該計画に基づいた支援を着実に実施します。

(2) 障害者（児）短期入所事業、佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

入所施設の支援に準じて、利用者個々のニーズに応じた健康で充実した生活や様々な活動に参加できる様に適切なサービスを提供します。

短期入所で連続1週間以上の利用のときは、個別支援計画書を作成します。

5 具体的目標

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ○障害者支援施設（施設入所支援・生活介護） | 入所者数：125名（定員140名） |
| ○障害者（児）短期入所事業 | 利用者数：3名（定員5名） |
| ○佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉） | 利用者数：一日当たり1名（定員1名） |

6 サービスの内容

(1) 障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

① 基本

- ・日中活動、日常生活（食事の提供、入浴、排泄等の介護）の支援
- ・医療及び健康管理
- ・利用者又は家族に対する相談支援

② その他

- ・入院支援

- ・個別外出支援、帰省支援
- ・施設レクリエーション活動～サービス向上委員会主催のボッチャゲーム
- ・成年後見制度への取り組み

(2) 障害者（児）短期入所事業所

上記1（1）の基本のサービスに加えて送迎サービス

(3) 佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

上記1（1）の基本のサービス

7 年間行事

行事	実施日	備考
にじいろ開所記念行事	4月	
グループ外出	4月～11月	
シニアパーティ	9月12日（水）	体育館
県立大学花火鑑賞会	11月	各階ベランダなど
文化祭	11月17日（土）	体育館など
忘年茶話会	12月5日（水）	各居住階で実施
もちつき	12月14日（土）	玄関前
新年会	1月上旬	各居住階で実施

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団
障害者支援施設 にじいろ 調理・栄養管理科

1 運営の基本方針

衛生管理に基づき、安心・安全な食事の提供を行うと共に、献立内容の充実を図りかつ、おいしく栄養バランスのとれた給食作りを行います。また、食材への理解を深め、食文化の伝達、地産地消を推進し、楽しく喜んで頂ける食事の提供を目指します。

食事サービス向上の取り組みとして、新たにパフォーマンスを取り入れたオープンキッチンスタイルでの食事イベントを行います。また、施設行事の際は、出店コーナーを設置して通常の給食にないファストフードなどの提供を行います。

2 栄養管理方針

全入所者に対して、栄養スクリーニングによるリスク評価、栄養アセスメント・モニタリングを実施し、生活習慣病や肥満・低栄養の予防・改善に努めます。また嚥下機能の低下がみられる場合は、食事形態の調整を行い、誤嚥予防を図ります。

リハビリカンファレンスやケアプラン会議において、他セクションと情報を共有し、協力して入所者の健康維持・増進に寄与します。

通所生活介護の利用者にも、嚥下機能にあった食事の提供を行い、誤嚥予防・栄養の確保に努めます。

3 具体的目標

入所及び通所施設利用者や希望する職員に対して食事を提供します。

食数見込み：年間 150,000 食、日平均 400 食

4 サービスの内容

(1) 衛生の確保

大量調理施設衛生管理マニュアルに則り、次のとおり衛生の確保を行う。

- ・科職員全員の腸内細菌検査の実施（毎月1回、10月～3月はノロウイルス検査も実施）
- ・出勤時の調理従事者の衛生点検（発熱、下痢、化膿創、服装、毛髪、履物、爪、指輪、手洗い）
- ・使用水の水質点検記録（色、濁り、臭い、異物、残留塩素）
- ・冷蔵・冷凍庫の温度、厨房内の温度・湿度の測定記録
- ・IHコンロ等火器の点検
- ・厨房施設内の整理整頓、清潔の保持

(2) 利用者の栄養に配慮した献立

- ・日本人の食事摂取基準を参考に、1日の塩分設定を平均 8g 以内で献立を作成。その他の栄養素についても同様。
- ・入所者の必要栄養量の平均値でのエネルギー設定（約 1400kcal/日）による献立作成

(3) 利用者の希望を取り入れ、利用者の状態に合わせた食事の提供

- ・治療食として、糖尿病食や減塩食の提供
- ・利用者の摂食嚥下状態に合わせて、きざみ、ミキサー、粥ゼリー等の対応
- ・利用者の食物アレルギーへの対応

(4) 給食・栄養管理

- ・栄養ケアマネジメント（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、モニタリング、ケア計画作成、家族説明）
- ・各種イベントの実施（ティータイム、誕生ケーキ、誕生膳など）
- ・四季の行事にあわせた行事食の実施（クリスマス、おせち、節分など）
- ・施設行事に合わせた食事の提供（シニアパーティー、文化祭、もちつきなど）

5 その他

- ・利用者を交えた給食委員会の開催（年間4回）
- ・利用者に対する嗜好調査（年2回）
- ・災害等緊急時に備えるため、食材と水の備蓄を行います。食材は、240人の3日分を賄える量、飲料水は、ペットボトルで、500mlを1,440本、2ℓを720本。

6 年間行事

区分	実施回数	摘要
誕生膳	12回（毎月1回）	該当月の誕生者に、ステーキ&エビフライ、刺身膳、鯛の姿焼きの3種類からセレクトして頂く
ティータイム	毎月1回、どこかのフロアで実施 （各フロア一年4回）	昼食後に手作りデザートの提供
お祝い膳	4月	にじいろ落成記念お祝い膳
シニアパーティー	9月	調理長渾身の献立と鮮魚の捌き等の実演。
文化祭	11月	出店の催し
忘年茶話会	12月	忘年会用の松花堂弁当
おせち	1月1日	
誕生ケーキ	ハート・らんどのみ 12回（毎月）	四季に合わせた手作りケーキ、デザートを提供
ランチタイム	ハート・らんどのみ	利用者の意見を聞き取り、ケイタリングで実施
その他		季節やイベントに応じた食事の提供 （クリスマス、ひなまつりなど）

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団
通所生活介護事業所 ハート・らんど

所在地：佐世保市大湊町 50 番地 1

事業種：通所生活介護

利用定員：1 日 20 名 現在登録者数：36 名（平成 30 年 3 月 1 日現在）

1 運営の基本方針

居宅の障がい者の自立促進、生活改善、身体の機能向上を図ることができるように送迎、入浴、創作活動、機能訓練、野外活動等の各種サービスを提供し、自立と社会参加を促進します。

佐世保市障がい福祉課、相談支援事業所「あさひ」他の相談支援事業所との連携を図りながら、安定した事業運営ができるように取り組みます。

2 利用者支援の方針

利用者の憩いの場であるとともに、利用者一人ひとりの要望に応えられるよう、適切な支援を行います。また、利用者の自立心を損なうことなく質の高い介助を行い、よりよいサービスの提供に努めます。

3 具体的目標

利用者一日当たり平均 18 名（定員 20 名）

1 人あたりの利用は原則日数で希望曜日に対応

利用対象者：18 歳～65 歳未満の身体障がい者手帳所持者
佐世保市内、佐世保市近郊にお住まいの方

4 サービスの内容

（1）営業日

月曜日から金曜日、及び祭日

（2）基本サービス

- ・入浴、給食、介護、送迎
- ・機能訓練（床上動作訓練、平行棒内歩行訓練、筋力強化訓練、温熱療法等）
- ・社会適応訓練（施設見学、野外活動等）
- ・スポーツ・レクリエーション
- ・健康チェック（バイタルチェック）、医療相談

（3）創作的活動

- ・にじいろのクラブ活動参加…書道、短歌、俳句
- ・事業所内活動…パソコン、手芸、工作、音楽等
- ・事業所外活動…散歩（施設周辺）、ミニ外出（花見・買い物等）
野外活動（一日コース）

(4) 個別支援計画

年1回のモニタリング・立案・中間評価・最終評価を行う。個別説明実施。

5 年間行事

4月	花見、施設周り散歩・ペットボトル風車づくり・新聞作り（年間計画他）
5月	おやつ作り・プチ外出（買い物）
6月	ペットボトル風車づくり・創作（七夕飾りづくり）・新聞作り
7月	夏祭り・おやつ作り・プチ外出（海きさら）
8月	野外活動（グループ別）・食レク（カレー）・文化祭準備（創作）・新聞作り
9月	野外活動（グループ別）・おやつ作り・文化祭準備（創作）
10月	野外活動（グループ別）・文化祭準備（創作）、園芸・新聞作り
11月	文化祭・野外活動（グループ別）
12月	クリスマス会・プチ外出（買い物）・新聞作り
1月	新年会・書初め・おやつ作り
2月	おやつ作り（たこ焼き）・新聞作り
3月	園芸・プチ外出（買い物）

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団
放課後等デイサービス事業所 にじいろキッズ

所在地：佐世保市大潟町 50 番地 1

事業種：放課後等デイサービス 対象：重症心身障害児

定員：5名 登録者数：10名（平成30年3月1日現在）

1 運営の基本方針

個別活動・レクリエーション活動、併設している通所生活介護事業所の設備を使用した入浴サービス、障害者支援施設内の設備を使用したリハビリテーション活動などのサービスを提供することで、家庭における保護者の介護負担の軽減を図り、かつ、児童の健全な育成を支援します。

安心安全に留意し、利用児童が楽しく過ごすことができる環境を整えます。

また、学校休業日に終日営業する際は、障害者支援施設内の厨房で調理した児童の特性に合わせた食事を提供します。

本事業を利用された児童が、学校卒業後に当法人の運営する各事業所の利用に結びつくよう、児童や保護者に寄り添いながら支援を行ないます。

2 支援方針

① 健康と安全の確保

看護師によるバイタル測定、体重測定の実施。

利用児童ごとに介助・入浴・食事支援内容マニュアルの作成。

② 日常生活：清潔の保持、食事の提供、個人の特性に応じた排泄の支援など

③ 日中活動：創作活動、リハビリ活動、散歩・運動、季節ごとのイベント、ミニ外出

④ 余暇活動：ハロウィンパレード・食レクなど

⑤ 機関誌の発行：年間2回程度

3 具体的目標

一日の利用児童数：目標 平均3名（定員5名）

4 サービスの内容

入浴、リハビリ、送迎、食事提供、介護

個別支援計画：年1回のモニタリング・立案・中間評価・最終評価を行う。

5 年間行事

4月	ミニ外出	10月	ハロウィンパレード・園芸
5月	母の日製作	11月	文化祭
6月	父の日製作	12月	クリスマス会
7月	水遊び	1月	書初め
8月	夏祭り・水遊び	2月	豆まき
9月	食レク	3月	雛祭り・ミニ外出

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団
共同生活援助事業所 みなみかぜ

所在地：佐世保市谷郷町4-4

事業種：共同生活援助

定員：9名 利用者数：9名（平成30年3月1日現在）

1 運営の基本方針

利用者の自立を目指し、地域で共同して日常生活が営めるよう、身体及び精神の状況に合わせ、相談その他の日常生活上の支援を行います。

2 利用者支援の方針

利用者が健康で楽しく、安心して暮らせるようなグループホームを目指します。

そのために、毎日の健康観察・疾病の早期発見を心がけ、異常があるときは、早期受診を行います。

① 健康と安全の確保

それぞれの、かかりつけ医に継続受診をおこない、病気の早期発見・早期治療に努め、健康で充実した地域生活が営めるよう支援します。

② 日常生活

利用者の高齢化がすすむ中で、個々のニーズに応じた健康で充実した生活や様々な活動に参加できるように、清潔、食事、排泄、金銭管理等を支援します。

③ 日中活動

誕生日外出を年に1回、市内外出支援を年2回。夜の外出（ナイトツアー）も希望に応じて実施します。休日にコーヒータイムを行い、コミュニケーションを図ります。

④ 余暇活動

誕生日に、昼食会を実施するほか、ペン字クラブを月に2回実施します。

⑤ 個別支援計画の作成

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って個別支援計画を作成します。その内容及びサービス提供方法について、わかりやすく説明して同意を得て支援します。

3 具体的目標

利用者数：9名

4 サービスの内容

生活面で栄養面・清潔面などをより一層充実できるよう取り組み、健康な生活が維持できるよう支援します。

具体的には、病気の予防にも取り組み、帰宅時にうがい・手洗いを行い、起床時のうがいや食後の歯磨きを実施。1日1回、夕食前には口腔体操をして、口腔内の清潔と自己免疫力の増強に努めます。内服薬を管理する利用者については、薬の整理や確実な服薬に努めます。

5 年間行事

お花見、花火鑑賞、忘年会、新年会

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団
にじいろ居宅介護事業所

所在地：佐世保市俵町 2 9 - 2 3

事業種：障害者居宅介護事業、障害者重度訪問介護事業、障害者同行援護事業、介護保険法の訪問介護事業、各市町の障害者移動支援事業（佐世保市、諫早市、波佐見町）

登録者数：22 名（平成 30 年 3 月 1 日現在）

1 運営基本方針

施設入所型の福祉から地域生活型の福祉へと環境が変化していくなかで、利用者一人ひとりのニーズに応えられるよう、常に向上心とチームワークをもって質の高いサービス提供に努めます。

介護予防について学び、事業所指定を検討します。

居宅介護・訪問介護ともに充実した支援ができるよう、内部・外部の研修を積極的に受けていきます。

2 利用者支援の方針

① 健康と安全の確保

利用者の様子、排尿量、食事摂取量、顔色を観察し、少しの異変にも気づくよう、心がけて支援いたします。

② 日常生活

個々のニーズに応じた健康で充実した生活を過ごせるように、清潔、食事、排泄、金銭管理等を支援します。

3 具体的目標

登録者の増加、介護予防の事業所指定。

4 サービスの内容

身体介護、家事援助、生活援助、移動支援

個別支援計画書を半年ごとに見直し、作成を行います。利用者からの聞き取りを行い、個別支援計画会議を行います。

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団
相談支援事業所 あさひ

所在地：佐世保市大瀧町 50 番地 1

事業種：指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、指定一般相談支援事業

登録者数：192 名（平成 30 年 3 月 1 日現在）

1 運営の基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者、家族等の選択に基づき、適切なサービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して相談支援等を行います。

利用者に提供されるサービス等が、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に相談支援等を行います。

関係機関等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

関係法令等を遵守します。

2 利用者支援の方針

利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切なサービス等へ結び付けるなど、生活の質の向上を第一に考えて支援します。

利用者の心身の特性及び希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活が継続できるよう柔軟かつ丁寧な支援します。

関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 具体的目標

相談支援等の契約者数

	平成 29 年度	平成 30 年度目標
計画相談支援	38 名	45 名
計画相談支援（施設入所）	124 名	124 名
児童相談支援	30 名	35 名
地域相談支援	0 名	1 名

4 サービスの内容

サービス等利用計画、障害児支援利用計画、地域移行支援計画、地域定着支援台帳の作成・変更、及び付帯する連絡調整等の必要な支援。

その他、訪問または来所等により心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労、教育等に係るサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、連絡調整等の必要な支援。

5 その他

各種研修会等へ積極的に参加して、研鑽に努めます。

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団
にじいろ診療所

所在地：佐世保市大湊町 50 番地 1

事業種：にじいろ診療所（保険医療機関）

佐世保市障害者等日中一時支援事業（医療）

1 運営基本方針

（1）看護診療部門

地域の医療機関と連携して、疾病の早期発見・治療に努めます。またコ・メディカルスタッフと密な連携を図りながら、利用者の健康管理・保持・増進に努めます。

（2）歯科口腔ケア部門

口腔ケアにより利用者の口腔疾患や誤嚥性肺炎の予防と早期発見、治療に努めます。医師・歯科医師の指導の下、利用者の摂食・嚥下の向上と発展に努めます。

（3）リハビリテーション科

リハビリテーションの理念に基づき、医療的・福祉的・教育的なリハビリテーションを専門医師の指導のもと、利用者に提供します。

2 利用者支援の方針

（1）看護診療部門

① 診療

利用者の重度高齢化に対して、障害区分・程度、身体機能・特性を把握して安心できる医療を提供します。

② 定期健康診断

4月と10月に健康診断を実施する事で疾病の早期発見、健康への影響要因をチェックして、病気を予防できるようにします。

③ 感染症対策

感染源は「持ち込まない」「広げない」「持ち出さない」を基本に対応します。
感染症発生した際は、情報を共有し感染拡大を防ぎます。

④ 職員の健康診断

健康診断を6月（夜勤従事者）、11月（35歳未満と非正規職員）に実施します。

⑤ 佐世保市障害者等日中一時支援事業（医療）

利用者の身体疾患、その他の状況、環境に応じて、食事、排泄、吸引等、安全・安心な看護サービスの提供を行います。

⑥ 協力医療機関

次の医療機関と連携を図り、利用者の緊急時の搬送時はスムーズに対応できるように整備しています。

千住病院においては、後方支援病院として事前に利用者の情報交換を行い診療がスムーズに行くように対応しています。

特定医療法人雄博会 千住病院、医療法人敬仁会 松浦病院、

医療法人是心会 久保内科病院、医療法人悠希会 たたみや歯科医院

(2) 歯科口腔ケア部門

歯科口腔ケア部門においては、利用者の口腔ケアを実施して誤嚥性肺炎の予防や栄養状態の維持・増進を行います。

利用者の摂食、嚥下状態を把握して、摂食嚥下リハビリテーションを行い、摂食機能の維持・増進を行い、QOLの向上を目指します。

また、歯科治療が必要な利用者には、巡回歯科診療への受診手続きを行います。

(3) リハビリテーション科

専門医師の指示の下、各課との連携を図りながら利用者の状態を把握、現在の機能から予後を予測し、利用者が安心・安全な生活を送ることができるよう取り組みます。

利用者の機能に合わせ、必要とされる補装具（車椅子・下肢装具など）の申請・修理に関する業務を行います。

リハビリテーションカンファレンス、ケアプラン会議において利用者の情報を他課と共有し、個別計画の立案、サービス提供を行います。

サービス提供及び補装具業務に関しては入所利用者に限らず、短期入所・通所生活介護・放課後等デイサービス事業の利用者も対象とします。

3 具体的目標

(1) 看護診療部門

入所者、短期入所・通所生活介護・放課後等デイサービス事業、障害者等日中一時支援事業の利用者への対応

(2) 歯科口腔ケア部門

入所利用者、通所生活介護利用者への対応

(3) リハビリテーション科

入所利用者、短期入所・通所生活介護・放課後等デイサービス事業の利用者への対応

4 サービスの内容

(1) 看護診療部門

診療、入所者の健康管理、協力医療機関の連絡調整、利用者の入退院に関する調整

(2) 歯科口腔ケア部門

入所者の歯科検診、嚥下・評価、歯科診療の手続き、歯科・介護実習生の対応

(3) リハビリテーション科

運動療法、物理療法、利用者の関係作り、補装具支援、計画作成・評価

社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団

事務部 総務課

1 運営の基本方針

利用者やその家族、職員、地域住民、各関係機関に対して、信頼される取り組みを行います。

2 具体的目標

(1) 総務係

これまで以上に職員が安心して勤務できる体制を整えます。

再雇用者や、高年齢者を含む非正規職員との雇用契約を行うにあたっては、職員へ働き方や勤務条件における複数の選択肢を提示し、子育てやご家族の介護が必要な職員が安心して休暇を取得でき、復職できるよう努めます。

また、各部署との連携を図りながら、職員が安心して業務を円滑に遂行できるよう職場環境を整えます。

法人本部として、関係機関との連携や積極的な情報公開に努めます。

(2) 経理係

法人全体での会計業務全般を担っており、日常の会計業務を正確かつ効率的に行い、常に財務状況を適切に管理し、経営に活用できる情報を提供します。

収入の面では、これまでと同様、事業部、医療部との連携を図りながら、正確な情報を基に適切な請求事務を行います。

また資金の収支状況を把握しながら、健全な資金運用を行います。